語それ自身のかたちとその弁別―書話

『古典インドの言語哲学2 文について』(東洋赤松明彦著『古典インドの言語哲学1 ブラフマンとこと

文庫68) 平凡社、一九九八年*

小川英世

0

(1) 第一巻の詩頌テキストならびに自注と考えられる『ヴ

二巻「文についての巻」(Vākyakāṇḍa)、第三巻「テーマ別考

察の巻」(Prakīrṇaka)あるいは「単語についての巻」

(Padakāṇḍa) の三巻よりなる。本書は以下のものについての

マンとことば』所収) リッティ』(Vṛtti)(『古典インドの言語哲学1 ブラ

- 文について』所収) (2) 第二巻の詩頌テキスト(『古典インドの言語哲学2
- (3) プンヤラージャ(Punyarāja)の第二巻詩頌テキストドの言語哲学2 文について』所収)
- て『古典インドの言語哲学2 文について』所収) 対する自注と考えられる『ヴリッティ』(「補遺2」とし(4) 第二巻詩頌テキスト VP2. 13-21/59-60/152/251 に
- 『古典インドの言語哲学2 文について』所収)(Kriyāsamuddeśa)詩頌テキスト(「補遺3」として(5)第 三 巻 『ク リ ヤ ー・サ ム ッ デ ー シ ャ』

本書には「訳注」・「解説」・「参考文献と略号一覧」・「索引」 に引用される文献に関して可能な限りの同定がはかられている に引用される文献に関して可能な限りの同定がはかられている ということである。また「解説」においては、「一 バルトリハリとその著作」「二 文法学の基礎知識」「三 バルトリハリにおける文法学の位置」「四 言葉の永遠性と恣意性」「五 バルトリハリの言語哲学の位置」「四 言葉の永遠性と恣意性」「五 バルトリハリの言語哲学の前提となるパーニニ文法学の概要、彼の言語哲学の特色、そしてその現代的意義までが簡潔にまとめられている。

著者は、「まえがき」(『古典インドの言語哲学1 ブラフマ

よって「文法規則の中の語―語それ自身のかたち―」という章

ンド思想研究にとって本書の出現はまさしく画期的であり、そである。我が国におけるインド言語哲学研究、さらには広くイ要部がここに届けられた。これはまた評者にとっても夢の実現の夢であったと繰り返し語る。この極めて難解なテキストの主ンとことば』)において Vākyapadīya を読み解くことは著者

の貢献するところはかり知れないものがあるであろう。

_

これの P1. 1. 68 による例証である。著者は VP1 の詩頌なら 56-59 に主題的に論じられる。そして後続の VP1. 60-70 は 単一の〈言葉〉に概念的に想定される。このことは、VP1 それ自身としての〈語形〉(śabdasvarūpa)という二つの相が 捉者〉(grāhya)としての〈能力〉が抽象されることによって、 通して見いだされる。そして、これは〈言葉〉(śabda)の自 なアスペクトを抽象する、ということに求められる。これは彼 多様な因果関係の相面で捉えた上で、それに多様な因果的 るが、VP1.60-70は、そのうちの第一○章に当たり、著者に びにVṛttiを訳出するに際して、全体を二十五の章に分けてい 葉〉からは〈把捉者〉(grāhaka)としての〈能力〉と〈被把 己指示的な性格を明らかにする彼の議論にも反映される。〈言 の〈言葉一元論〉にも〈文意論〉にも〈行為参与者論〉にも共 力〉(śakti)を想定し、〈能力〉の集合としてのそれから多様 〈把捉者〉としての〈言葉〉と〈被把捉者〉としての〈言葉〉 ルトリハリの思想の特色のひとつは、単一不可分の事象を

名の問題」「命名の問題」として焦点を当てて論じるほどに著学1』訳注邸)と語り、本書解説部(『言語哲学2』)で「固有リの議論が「広く言語哲学的な地平に位置づけうる」(『言語哲題を与えられている。当該箇所は、著者がここでのバルトリハ

二.「文法規則の中の語―語それ自身のかたち―」

者が重要視しているものである。

まず VP1. 60-70に関し、その詩頌部の著者による翻訳を紹

介しよう。

agni という語によって表示されるべき agni というagni という語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語について言われたのと、」まさに同じように、「別の」語によって表示されるべき agni という agni という語によって表示されるべき agni という

ている番「たよじず、agniá」 ま、女去や作り寸象こなの「[主張] [文法規則を述べるスートラ中で] 現に明言さtyaiti saṃbandham agniśabdābhidheyayā //)

②「[主張] [文法規則を述べるスートラ中で] 現に明言されている語 [たとえば、agni4] は、文法操作の対象になることは決してない。しかし、その語にある、別の語 [たとえば、agni4] を認識させることへの能力が妨害されるととばない。」(VP1. 62: yo ya uccāryate śabdo niyatam na sa kāryabhāk / anyapratyāyane śaktir na tasya pratibadhyate //)

63「[理由] [スートラ中で] 明言されている語は、他のもる「[理由] [スートラ中で] 明言されている語は、他のもる「[喩例一] たとえるものとたとえられるものの間には、のに依存するから、従属要素であり、それゆえ諸々の文法操作は、その語の [表示] 対象 [である同じかたちをもつ別の語] と結びつくと想定される。」(VP1. 63: uccaran paratantratvād guṇaḥ kāryair na yujyate / tasmāt tadarthaiḥ kāryāṇāṃ saṃbandhaḥ parikalpyate / lasmāt tadarthaiḥ kāryāṇāṇā saṃbandhaḥ parikalpyate / lasmāt tadarthaiḥ kāryāṇām saṃbandhaḥ parikalpyate / lasmāt lasmāt tadarthaiḥ kāryāṇām saṃbandhaḥ parikalpyate / lasmāt las

[両者によって] 依拠される共通性が存在するが、そのような共通性のそれぞれに、さらに別の性質が、比喩関係のうな共通性のそれぞれに、さらに別の性質が、比喩関係の面anesu dharmo 'nyo vyatiricyate //)

66「[結論] ある語(B)が、[スートラ中で明言されていいて理解される。](VP1. 65: guṇāḥ prakarṣahetur yaḥいて理解される。](VP1. 65: guṇāḥ prakarṣahetur yaḥいて理解される。」(VP1. 65: guṇāḥ prakarṣahetur yaḥいて理解される。」(VP1. 65: guṇāḥ prakarṣahetur yaḥいて理解される。)(VP1. 65: guṇāḥ prakarṣahetur yaḥulə guṇāḍ eva prakṛṣṭa-luna prafīyate //)

[たとえ実際には同じ語形をもつものであっても、] それその語(B)が [スートラ中で] 明言されるときには、る] 語(A)の表示対象として確定されるならば、[次に]

 弁別的に想定される。」(VP1. 66: tasyābhidheyabhāvena

(B)とは別のかたちが、[語(B)の表示対象として]

「それ自身の」かたちを対象とする。「この発効原因「とみ身のかたちが、文法記号定義スートラの中で名指すものがとる」第六格(属格)や第一格(主格)の発効原因「とみとる」第六格(属格)で第一格(主格)の発効原因「とみらいasmbandhāt saṃjñā rūpapadārthikā / ṣaṣṭhyāś ca prathamāyās ca niṃittatvāva kalnate //)

[第六格(属格)で示される]弁別的想定は、それとしての語の後に命じられる。そして「これの」という、う]表示対象をもつから、第一格(主格)が、名指すもでいる。そのときに、名指すものは、[それ自身のかたちといけれる。

[が限定的に指示された]後に、はじめて生じてくる。」(名指すもの)の[語それ自身のかたちという]表示対象

(VP1. 68: tatrārthavattvāt prathamā samjīāšabdād vidhīyate / asyeti vyatirekas ca tadarthād eva jāyate //) 69: しかしながら、ある者たちによれば、「それ自身のかたちと [パーニニ・スートラで] 言われるとき、「それによっては、」個々の語の個体的現れが、語の音遍的かたちを名指すものとして、指示されており、一方で個々の語の個体的現れと」結びついた語の普遍的かたちんが、「名指されるものとして、」諸々の文法操作の対象となる [と言われる]。」(VP1. 69: svam rūpam iti kaiś cit tu vyaktiḥ samjīnopadiśyate / jāteḥ kāryāṇi saṃṣṣṣṭā jātis tu vyaktiḥ saṃjīnopadiśyate / jāteḥ kāryāṇi saṃṣṣṣṭā jātis tu

は、個々の語の個体的現れは、名指されるものであり、認されるべき対象であると考えている。つまり、個々の文法規則においては、『語の普遍的かたちが、名指すものであるり、その』語の普遍的かたちを通じて認識せしめられる個々の語の個体的現れが、文法操作の対象となるのである。」(VP1. 70: samjñinīm vyaktim icchanti sūtre grāhyām athāpare / jātipratyāyitā vyaktih pradeśesūpatisṭhate //)

「八つの主題」(aṣṭaka)を扱い(VP 1. 24-26)、「伝承に従れとはまた別のところにあると思われる。Vākyapadīya はしがつくであろう。しかし、著者の翻訳の難解さの理由は、そさは、一度でも原典に触れたことがあるものならば、容易に察

って、記憶のために」これらを「敷衍」する。「伝承」とは言

語使用と文法学のそれである。言うまでもなくバルトリハリの言語理論もその「伝承」から正当化され得るものでなければならない。いくつかの問題点が指摘できる。 (1) VP1.61 において、著者が著者自身の補足([]で(1) VP1.61 において、著者が著者自身の補足([]でもたない。それをここに持ち込むことが、この詩節におけるバもたない。それをここに持ち込むことが、この詩節におけるバルトリハリの語使用と文法学のそれである。言うまでもなくバルトリハリの語使用と文法学のそれである。言うまでもなくバルトリハリの語が関係している。

Rotation Pl. 1. 1 と同様定義規則としての Pl. 1. 68 を問題にしている で違いをまったく顧慮しない。バルトリハリがここにおいて faci が定義規則(samjñāsūtra)であるのに対して P4. 2. 33 は操作規則(vidhisūtra)である。著者はこの両規則の決定的な違いをまったく顧慮しない。バルトリハリがここにおいて P1. 1. 1 と同様定義規則(samjñāsūtra)であるのに対して P4. 2. 33 は操作規則(vidhisūtra)である。著者はこの両規則の決定的な違いをまったく顧慮しない。バルトリハリがここにおいて P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 68 を問題にしている P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 68 を問題にしている P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 68 を問題にしている P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 1 を可能にしている P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 1 を同様定義規則としての P1. 1. 1 を同様によったく関連を P1. 1. 1 と同様定義規則としての P1. 1. 1 を同様によったく関連を P1. 1 を同様によったく関連を P1. 1 を同様によったく関連を P1. 1 を同様によったく同様によった

pratipadyate //)

70「あるいはまた、別の者たちは、このスートラにおいて

の文法操作」が「結びつくと想定される」「[スートラ中で] 明(agni1)、それが認識させるとする「別の語」(agni4)、「諸々「[文法規則を述べるスートラ中で] 現に明言されている語」(2) VP1. 62-66 に関する著者の解釈は混乱している。

ことは以下に述べるであろう。

解釈に従うならば、VP1.62では、文法操作の対象となるもの 別の語]」、「[スートラ中で明言されている]語(A)」、その VP1.63 では、文法操作の対象となるのは、「[スートラ中で] は「別の語」(agni4)であることが示唆されている。ところが、 ち」、これらは相互にどのように繋がるのであろうか。著者の 対象として]弁別的に想定される」「それ(B)とは別のかた 言されている語」の「[表示] 対象 [である同じかたちをもつ 「表示対象として確定される」「語(B)」、「[語(B)の表示

明言されている語」の「[表示] 対象 [である同じかたちをも 由は何もない。 かし、当該詩頌の文脈で、複数のスートラが想定されるべき理 るときにはそれと異なるものとして〈語形〉が弁別される。し の場として複数のスートラが想定されている。確かに、語はそ つ別の語]」である。さらに、VP1.66 においては、語の明言 〈語形〉を不可離な表示対象とするという意味で、発声され

名指すものがとる]第六格(属格)」という解釈を示している。サンシュニャー 接辞導入の理解は、パーニニ文法学の派生組織から正当化され っているのは著者の解釈のとおりである。しかし、著者の属格 ない。ともあれ、VP1. 67-68 は定義規則文の派生問題に関わ まずもってパーニニ文法学の定義規則中に属格形の〈名称語 (saṃjñāśabda)が使用されている例を寡聞にして筆者は知ら VP1. 67 で著者は「[…文法記号定義スートラの中で

VP1. 69-70 は、後に説明するように、定義規則とし

得るものではない。

の「[語] それ自身のかたち」とは違った解釈の上に成り立つ したものである。この解釈は、 ての P1. 1. 68 を〈言葉〉に関する普遍と個物の視点から解釈 「[語]それ自身のかたち」とは読まれ得ないのである。のである。すなわち、この解釈においては、'svaṃ rūpam' は P1. 1. 68 中の 'svam rūpam

とは異なるパースペクティヴから当該の諸詩頌を読み解こう。 し得るが、逐一それらの問題点を論証することはしない。著者 〈能力〉の差異 の差異

著者の VP1. 60-70 の解釈には以上のような問題点が指摘

(śabdabheda)・操作(kārya) (saktibheda) • 〈言葉〉

Ξ

る VP1.59 において次のように述べている。 えておこう。バルトリハリは、VP1. 60-70 の議論の前提とな まず VP1. 60-70 の議論の文脈上の位置づけと流 れを押さ

た操作(bhedakārya)の根拠となる。」 は、不都合なく、[〈言葉〉自体に関する] 差異を前提とし 力〉と〈被把捉者〉としての〈能力〉という]二つの性質 から〕抽出された、 は」異なるものとして理解される、[そのような〈言葉〉 「[実際には 〈言葉〉 〈言葉〉の〔〈把捉者〉としての〈能 とは異ならないにも関わらずそれと

く〈言葉〉とその〈語形〉という区別を根拠とした操作とは何 ところでこの 〈言葉〉 自体に関する、 〈能力〉 の差異に基

べられている。 か。それについては、当該詩節に対する Vrtti に次のように述

「同様に、〈被把捉者〉としての〈能力〉と〈把捉者〉と「同様に、〈被把捉者〉としての〈能力〉の抽象が知によって確定的に把握される(mukhyārtha)[としての区別]を対象としているかのような、〈名称〉(saṃjñā)とその〈名称〉によって名指される〈名称対象〉(saṃjñin)との関係付け(saṃjñā-saṃjñisaṃbandha)をはじめとする、「〈言葉〉と〈語形〉の〕区別を根拠とした操作が規定されている。」

と〈名称対象〉の関係付け操作、ならびに Paddhati を参照す〈言葉〉と〈語形〉の区別を根拠とした操作とは、〈名称〉

導入という文法操作である。 れば、VP1. 67-68 に述べられる定義文派生に関わる名詞接辞

操作かが明瞭に示されている。か、その要点を挙げよう。そこに、いかなる定義規則に関わるか、その要点を挙げよう。そこに、いかなる定義規則に関わるのPaddhati が VP1.60-70 の議論をどのように概観しているのそれでは、そのような操作が考慮される定義規則は何か。

想された、〈言葉〉における差異を根拠とするものであると〈名称対象〉の関係付けが〈能力〉の差異に基づいて構Paddhati VP1. 60 導入部「それゆえこのように、〈名称〉

61] 事柄の例を挙げて、着手する。」 象が特別のものであることの明示に、後に述べる[VP1. ことを述べて、(原文欠落)付随的に、その関係付けの対

〈言葉〉に]〈能力〉の差異を想定することに基づいてPaddhati VP1. 69-70 導入部「以上のように[単一の

の同じ規則の意味を]普遍と個物の差異に基づいて別様に[P1. 1. 68 という定義]規則の意味を説明した上で、[そ

説明する。

Paddhati VP1. 69-70 終結部「[単一の〈言葉〉に関する]〈能力〉の差異に基づく差異の確定という[本文脈の] 目的を語るために 1. 1. 68 が付随的に論じられた。さらにまたその[規則]。 『ついてのさまざまな見解が二次的にはまたその「規則」。 『本文脈の]

形成という問題として論ずるのである。 措定される〈言葉〉自体と〈語形〉との区分を、P1. 1. 6

四'定義規則 P1. 1. 68

Paddhati が VP1. 69-70 の導入部・終結部で述べているように、定義規則 P1. 1. 68 の解釈は、〈言葉〉自体の〈把捉者〉としての〈能力〉と〈被把捉者〉としての〈能力〉と〈被把捉者〉としての〈能力〉の想定に基さいら定義規則としての P1. 1. 68 についてバルトリハリが語点から定義規則としての P1. 1. 68 についてバルトリハリが語るところのものである。ここで著者が本規則をどのように理解るところのものである。ここで著者が本規則をどのように理解るところのものである。ここで著者が本規則をどのように理解るところのものである。ここで著者が本規則をどれて、本規則を P4. 2. 33 agner dhak に関連させて次のようにて、本規則を P4. 2. 33 agner dhak に関連させて次のようにて、本規則を P4. 2. 33 agner dhak に関連させて次のように入るようにある。

る。つまり、dhak は、テクニカルタームであるから、 現則中で用いられる] 語については、それ自身のかたちが問 規則中で用いられる] 語については、それが文法上のテク (P. 1. 1. 68: svam rūpam śabdasyāśabdasamjñā)、「「文法 操作の対象として指示されていると考えることができるだ であろうか。agni という語形そのものが、ここでは文法 操作の対象として指示されていると考えることができるだ であるうか。agni という語形そのものが、ここでは文法 という語形をのものが、ここでは文法

> 以下に議論が展開されることになるのである。」 以下に議論が展開されることになるのである。」 以下に議論が展開されるのは、まさにここまでのことである。 によって語られているのは、まさにここまでのことである。 によって語られているのは、まさにここまでのことである。 によって語られているのである。パーニニのスートラのものが問題となっているのである。パーニニのスートラ

紹介しよう。 のである。ここで本規則に関するカイヤタの次のような言明をのである。ここで本規則に関するカイヤタの次のような言明を明らかである。著者は、P1. 1. 68 を解釈規則と解している

として [適用される]。 結果するとき、当該 [規則が] 制限を目的とした解釈規則結果するとき、当該 [規則が] 制限を目的とした解釈規則の [x が表示する対象の] 特殊 [を表示する語] の理解が [規則中のある語 x から、その]〈語形〉、同義語、そ 「(1) あるもの達は言う。

則甫宅生(iidhumtaraíonakhāna)はないから、当亥「見る」指標(linga)となるものがないから、さらに、他規る]指標の適用を促す、自己が適用される規則を供給す

一方、他のもの達は、次のように理解している

などの〈名称語〉は、制限を目的として[使用される]、(2) そして[後者のもの達にとっては]'devadatta'則]は、解釈規則ではなく、定義規則である。則則補完性(vidhyantaraśeṣabhāva)はないから、当該[規則補完性(vidhyantaraśeṣabhāva)はないから、当該[規

をそなえているから、言語活動のために [「これはこのれ] あらゆる〈言葉〉によって理解せしめられる〈能力〉かをそなえており、そして対象は [どのような対象であうな〈言葉〉であれ] あらゆる対象を理解せしめる〈能というのが定説である。なぜならば、〈言葉〉は [どのよ

〈名称〉によってのみ表現されるべきである」とか「これ

(agniśabdatva) といった一般者(sāmānya)が表示されて発せられた [相互に] 異なる 個別的な音声形によっては、例えば、オウム・サーリカー鳥・人間によっによっては、例えば、オウム・サーリカー鳥・人間によっによっては、例えば、オウム・サーリカー鳥・人間によっによっては、例えば、オウム・サーリカー鳥・人間によっによっては、例えば、オウム・である」というように] 制限がはこのものだけの〈名称〉である」というように] 制限がはこのものだけの〈名称〉である」というように] 制限がはこのものだけの〈名称〉である」というように] 制限が

れている。

れる。 (4) その場合、['sva' という語によっては個別的 [音声形] の (名称)であるとか、あるいは個別的 [音声形] が〈一般 声形]が表示されるから] 一般者が個別的 [音声形] の 声形] の場合、['sva' という語によっては個別的 [音

はどんな違いもない。」 (5) 個別的 [音声形] は、文法操作を] 受けるから、結果に的 [音声形] を通じて [文法操作を受けるときには、まさに個別け、一般者もまた文法操作を受けるときには、まさに個別でに一般者と結びついているものとして [文法操作を受けるとき、ま

P1. 1. 68 に関して、パーニニ文法学の伝統において規則のP1. 1. 68 に関して、パーニニ文法学の伝統において規則の見解がバルトリハリが VP1. 69-70 に紹介する、言葉》のの見解がバルトリハリが VP1. 69-70 に紹介する、言葉》のの見解がバルトリハリが VP1. 69-70 に紹介する、言葉》のの見解がバルトリハリが VP1. 69-70 に紹介する、言葉》のの見解がバルトリハリが VP1. 68-70 に紹介する、言葉》のの見解がバルトリハリが VP1. 68 に関して、パーニニ文法学の伝統において規則のP1. 1. 68 に関して、パーニニ文法学の伝統において規則の

言及されている。」 【同格表現が用いられている P1. 1. 1 の場合とは違って】 【同格表現が用いられている P1. 1. 1 の場合とは違って】

としての理解のもとに読み解こうとするのである。のである。実は、著者による VP1. 60-70 の翻訳の解りづらのである。実は、著者による VP1. 60-70 の翻訳の解りづらのである。

五.定義規則のタイプ

わち、〈名称〉(saṃjīnā)と〈名称対象〉(saṃjīnin)との関係Vṛtti on VP 1.60 によれば、二種の定義規則がある。すな

付けには二様ある。(1)〈名称〉を供給する語と〈名称対象〉にtulyarūpa)のものとである。バルトリハリは、前者の例と(tulyarūpa)のものとである。バルトリハリは、前者の例としてVP1.60において、P1.1.1 v;ddhir ādaic を挙げている。してVP1.60において、P1.1.1 v;ddhir ādaic を挙げている。ことを述べるなかで、命名文の特徴として、〈名称〉である語と〈名称対象〉を指示す名文の特徴として、〈名称〉である語と〈名称対象〉を指示する語とが〈同一対象指示性〉(sāmānādhikaranya)の関係にある語とが〈同一対象指示性〉(sāmānādhikaranya)の関係にある語と〈名称対象〉を指示すのこの構造が、文法学派が〈言葉〉とその対象の関係が同一性のこの構造が、文法学派が〈言葉〉とその対象の関係があると考える根拠である。Vţrti は、このような命名の関係であると考える根拠である。Vţrti は、このような命名の関係であると考える根拠である。Vţrti は、このような命名の関係であると考える根拠である。Vqti は、このような命名の関係であると考える根拠である。Vqti は、このような命名の関係であると考える根拠である。と表は、

「【〈語形〉】外の対象自体に〈語形〉を付託しようとする語は、「会語形〉としての」語「自体」を「表示」対象ときには、「《語形〉としての」語「自体」を「表示」対象ときには、「会れの」拠り所である〈語形〉「だけ」によって〈有意味〉であるから、それには主格接辞が導入される。そして、「これがそれだ」というように「〈名称語〉の限定を特徴とする〈名称対象〉との関係表示」〈能力〉の限定を特徴とする〈名称対象〉との関係語形〉を付託しようとする「《語形》を付託しようとする「《語形》を付託しようとする「《語形》を付託しようとする。

が同一なものとみなされるのである。そして、〈言葉〉はどの〈語形〉が〈名称対象〉を供給する語の対象に付託され、両者このように、この種の命名文では、〈名称〉を供給する語の

である。 《能力》の制限なのである。これがバルトリハリの基本的立場 定の〈名称対象〉への関係設定は、その〈言葉〉のもつ表示 ようなものであれ、〈名称〉として機能し得るという点で、特

定義規則が P1. 1. 68 である。

問題なのは、第二のタイプの名称付けである。このタイプの

. 定義規則 P1. 1. 68 の意味

タンジャリの次のような言明である。バルトリハリが当該個所の議論の下敷きにしているのは、パ

bhaviṣyati)°∫ から、[/vadh/ ばかりでなく] /han/ にとっても/han/が 〈名称〉となるであろう(hanter api hantiḥ saṃjīnā 〈名称〉である(svaṃ rūpaṃ śabdasya saṃjñā bhavati)

agniḥ saṃjnā bhavati)という定義文が保証される。これは、 義文が保証されるのと同様に、例えば P4. 2. 33 中の 'agni' に 象〉が理解されるということを意味する。 作規則 P4. 2. 33 中の 'agni' の〈語形〉から、その〈名称対 関係づけられた〈名称対象〉がそこで想起されるのと同様、操 で呼ばれることが規定されているとき、例えば P7. 2.1 とい 定義規則 P1. 1. 1 によって /ā/ 等が 'vṛddhi' という〈名称〉 関しても、「/agni/ は /agni/ を〈名称〉とする」 (agneḥ を〈名称〉とする」(hanter hantiḥ saṃjñā bhavati)という定 によっては、P1. 3. 38 中の 'han' に関して「/han/ は /han/ いうことを規定するものであるということである。P1.1.68 P1. 1. 68 は、「語にとってそれ自身の形が〈名称〉である」と るテクニカルタームを除くすべての語に関する定義規則として った操作規則においてその〈名称〉が使用されるとき、すでに この Bhāṣya が明らかにするのは、パーニニ文法規則に現れ

は次のような説明を与えている。 「〈語形〉としての /han/ に依拠して ātmanepada 接辞の

それではこの場合、〈名称対象〉は何であろうか。カイヤタ

ても、それに依拠して ātmanepada 接辞の導入が規定さて は P1. 3. 1 に基づき」'dhātu' という〈名称〉があるとし して [それが規定されているわけではない]]…[/han/に 導入が規定さているのであって、何らかの〈名称〉に依拠 /han/という〈名称〉が転用される。]」 『/han/』が〈名称対象〉であるから、 いるのではない…P1. 3. 28 に言及されている /han/ が 〈名称〉であり、使用の場にある(prayogastha) /vadh/ いか

である。 ◎をある /agni/ に文法操作 ḍhaK の導入がなされるの の場におけるそれと同形の〈語形〉が〈名称対象〉である。操 則中の語から理解されるその〈語形〉が〈名称〉であり、使用 作規則 P4. 2. 33 に則して言えば、使用の場、すなわち具体的 語の現れる場として規則と具体的使用の場が区別される。規

七.定義文 'agner agnih samjña bhavati

される定義規則、例えば 'agner agniḥ saṃjñā bhavati' (| agni るのかということである。 はagniの〈名称〉である」)という定義文が如何にして成立す バルトリハリが問題にするのは、P1. 1. 68のように一般化

七・一・定義文 'agner agnih, sam jñā bhavati' の意味

定義規則とは、特定対象に〈名称〉を付与する、言い換えれ

リハリは次のように述べる。
のいのように述べる。
当該定義文において関係づけられるものが何か、バルトば、〈名称対象〉と〈名称〉との関係を新規に設定するもので

語を表示対象とする限りにおいて関係する。」(VP1. 61) を拠り所として、'adaic' [という語] によって理解せしめられる(名称対象)である [/ā/, /au/ という] 音声と関係する。」(VP1. 60) 「[P1. 1. 1 の場合と] まったく同じように、[P1. 1. 68 の場合も、例えば 'agner agnih saṃjñā' といった場合] この 'agni' という語は、'agni' という語 [それ自身 /agni/] という語は、'agni' という語 [それ自身 /agni/] という語は、'agni' という語と、後者が 'agni'という語と表示対象とする限りにおいて関係する。」(VP1. 61)

ここで言われているのは、P1.1.1 において関係づけられるのが、'ādaic'([ādaic])と 'vṛddhi'([vṛddhi])そのものではなく、それらから理解されるところの特定の音と /vṛddhi/ となく、それらから理解されるところの特定の音と /vṛddhi/ とおいて関係づけられるのは、この定義文に言及されている'agni'([agni])と 'agni'([agni])そのものではなく、それらから理解されるところの〈語形〉としての/agni/と/agni/であるということである。このことは、Vṛtti on VP1.61において次のように説明されている。

「そこ [P1. 1. 68 に基づいて想定される 'agner agnih saṃjña' といった定義文] においては、現に明言されている二つの語が [二つの語を] 理解せしめるものである。それゆえ、[〈名称〉として使用される] 'agni' という語 (agni1 = [agni] 1) は、[自己の] 対象である本質的に[自己と] 異ならない 'agni' という語 (agni2=/agni/1) によって有意味となるが、その[有意味化の根拠であるによって有意味となるが、その[有意味化の根拠であるによって有意味となるが、その[有意味化の根拠であるによって有意味となるが、その[有意味化の根拠である。 [agni' という語(agni2/agni/1)] を、別の 'agni' という語(agni4 = /agni/2)の〈名称〉たらしめる。

他者の弁別せしめられる語(pratyāyita)―語における七・二.発声されている語(uccāryamāṇa)と理解

を確証するためにバルトリハリは次のような論証を展開する。別され、関係付け操作の対象となるのは後者である。このことうに発声されている語と理解せしめられる語(〈語形〉)とが区定義文 'agner agnih saṃjñā bhavati' においては、以上のよ

て操作を受けない。[これらの対象となるのは、その語が「およそ現に発声される語は、[それ自体としては]決し

れることはない [から]。」(VP1.62) なわち自身の〈語形〉〕を理解せしめる〈能力〉 理 『解せしめる他者である』。 [なぜなら、] それの他者 [す が抑圧さ

操作が結びつくのは、それら [現に発声される語の] 対象 り、[したがって]操作と結びつくことはない。それゆえ であると考えられる。」(VP1.63) [その理解対象に] 依存するものであるから、 [語は、他者を理解せしめるために] 発声されるとき、 従属者であ

る共通性は、それ [自体に関して] 比喩がなされるときに は [それから] 別の属性が弁別される。] (VP1. 64) 「およそ何であれ比喩基準と比喩対象の両者に依拠してい

越性は[その属性に]依拠しているまさに[別の]属性に き[すなわち名詞化されるとき]には、その[属性の]卓 「卓越の因である属性が自立的なものとして表示されると

る語も、発声されるときには、それとは異なるものとして 基づいて理解される。」(VP1.65) 「その

[現に発声される語」の表示対象として定在してい [その] 形が弁別される。」(VP1. 66)

を示せば次のようになるであろう。 VP1. 62 から VP1. 66 は、主張(pratijñā,pakṣa)・証因 (upasamhāra) (hetu)·喻 Vitti on VP1. 62, 66 と Paddhati on VP1. 66 によれば、 例 (dṛṣṭānta)· 適 合 の五支からなる論証式を構成している。それ (upanaya) ·

「表示者(vācaka)として適用されている [言葉] に表

主張 に、語が発声されるとき、その語から他者が弁別さ 〈語形〉として定在している語に関する操作のため

証因 他者を理解させるためであるという点で、他者に対 他者なくして発声は成立しないから(語の発声は

喩例 根拠それ自体について比較がなされたりする場合の 共通性そのものについて比喩がなされたり、 して従属するものであるから)。

比較

[結論]よって、その語から他者が弁別される。 [適合]ところで、〈語形〉として定在している語に関する 操作のための語の発声は他者なくして成立しない。

ように。

それぞれの発声される語としての 'agni' ([agni]) からそれぞ についてバルトリハリは次のように述べている。 ぜそれの他者が弁別されなければならないのであろう。その点 者を理解せしめるものなのである。では、発声される語からな の本質である。語はどのようなものであれ、発声されるとき他 て弁別されるのである。Vṛtti によれば、これは発声される語 れの理解せしめられる語としての /agni/ がそれらの他者とし を関係づけるために発声される。この文が発声されるときには 定義文 'agner agniḥ' は、〈語形〉/agni/ と〈語形〉/agni/

それは理解せしめられるもの(pratipādya)ではない。」用されているまさに]そのとき、他者を理解せしめるもの、示対象性(vācyatā)はない。[他者を理解させるために適

は明言されている語と理解される語が別個のものとしてあるのとれている語と理解せしめるもの(pratipādaka)である語発声されるとき、理解せしめるもの(pratipādaka)である語発声されるとき、理解せしめるもの(pratipādaka)である語のには区別されない。その区別は概念的なものである。とは理解対象として他者が弁別されなければならないのである。このように、本性として他者を理解せしめるものである語が

七・三.定義文 'agner agniḥ saṃjñā bhavati' の派生

ではないことは言うまでもない。

は次のように述べている。 'agner agnih'(agni-Nas agni-sU)に絞ろう。バルトリハリ'議論を簡明なものとするために当該の定義文の派生を

67) 導入の、あるいは主格接辞導入の根拠となる。」(VP1.『〈名称対象〉との関係付け以前において、〈名称〉は、『〈名称対象〉との関係付け以前において、〈名称〉は、『〈名称対象〉との関係付け以前におい

[それ自身の〈語形〉を表示対象とする点での]〈有意味「それら[属格接辞と主格接辞]のうち、主格接辞は、

生ずる。」(VP1.68) 生ずる。」(VP1.68)の後に導入される。一方、属性)に基づいて、〈名称語〉の後に導入される。一方、属性)に基づいて、〈名称語〉の後に導入される。一方、属性)に基づいて、〈名称語〉の後に導入される。一方、属

関係項自体が成立

接辞の導入は実現しないし、

対象間関係も、

の対象が空であるとすれば、〈名称語〉それ自身の後への主格'agner agnih' の派生を可能とするのである。もし〈名称語〉

なものとして常にその意味領域にあるものである。そしてこの入らない。これに対して、それの〈語形〉はその語から不可離確立された意味もまた定義規則の場では、その語の意味領域に

〈語形〉表示が、〈名称語〉の有意味性を保証し、定義文

格接辞導入も実現しないのである。しないために成立せず、したがって〈名称対象語〉の後への属

この文の派生に直接関わる規則は以下のようなものである。

P1. 2. 45 arthavad adhātur apratyayaḥ prātipadikam //('prātipadika'记義規則)

P4. 1. 2 svaujasamauṭchaṣṭābhyāṃbhisṅebhyāṃbhyasṅasibhyāṃbhyasṅasosāmṅyossup //(名詞接辞導入規則) P2. 3. 46 prātipadikārthaliṅgaparimāṇavacanamātre

P2. 3. 50 ṣaṣṭhī śeṣe //(属格接辞選択規則)prathamā //(主格接辞選択規則)

'agneh' (agni-Nas)の〈語形〉/agni/¹を理解させるため ([agni]¹)も 'agnih' (agni-su)の〈語形〉/agni/²に依拠して発声される 'agni²'([agni]²)もともに名詞接辞が後続するものである 'agni²'([agni]²)もともに名詞接辞が後続するものであるのら、'prātipadika'と呼ばれるもの(名詞語幹)である。それらはいて 'agni²'([agni]²)・'agni²'([agni]²)がそう呼ばれるのは、て 'agni²'([agni]²)・'agni²'([agni]²)がそう呼ばれるのは、であるの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なもの、それがそれらの〈語形〉である。さらに、'agni²なしている。'rājānh puruṣaḥ' (rājan-Nas

MBh ad P2. 3. 50 におけるパタンジャリの議論に基づくバルpuruṣa-sU)の場合とまったくパラレルに説明可能である。

トリハリの次の言明をみよ。

も享受される。」 も享受される。」 も享受される。」 も享受される。。 も享受される。。 は属要素におい して」他者に奉仕するものであるから。 その 「従属要素 して」他者に奉仕するものであるから。 その 「従属要素 に記ると にご しても従属要素におい

表示関係(vācyavācakabhāva)である。Vṛtti on VP1. 67 に表示関係(vācyavācakabhāva)である。Vṛtti on VP1. 67 に表示可能。

八まとめ

《余剰》(prātipadikārthavyatireka)はあり得ない。」 「そして、[自己の〈語形〉以外の]表示者(vācaka)が、 「そして、[自己の〈語形〉以外の]表示者(vācaka)が、

'ādaicām vṛddhiḥ' (ādaic-ām vṛddhi-sU) となるであろう。 ® ることになる。例えば、P1. 1. 1の場合は、反対に〈名称〉と には、名詞語幹の意味だけの表示のために主格接辞が導入され だけの表示のために主格接辞が導入される。また、 'agni''([agni] ')の後には属格接辞が導入され、'agni'? 者性(vācakatva)である。限定者は'agni¹'([agni]¹)の対 い場合は、'agnir agnih'というように、'agni''([agni] ')の後 象であり、被限定者は 'agni''([agni]')の対象であるから、 ([agni]¹)と'agni²'([agni]²の対象をこの関係性で捉えな ([agni]²の後には、名詞語幹の意味、すなわち自己の 〈名称対象〉を表示関係のもとに捉えて表現するならば、 (vācyatva) であり、'agni²'([agni]²)におけるそれは表示 .語形〉に対して付加的なものとして現出するのは表示対象性 したがって、'agni¹'([agni]¹)の意味であるそれ自身の ʻagni¹, 〈語形〉

理解しているのである。Paddhati を無視し得る理由は筆者に とを見落としているからである。それに対して Paddhati は明 という操作が、〈能力〉の差異に基づく概念的な〈語〉と〈語 の伝統の中に生きたのである。 は考えられない。Paddhati の作者はまさしくパーニニ文法学 って圧しく P1. 1. 68 を 'agner agniḥ saṃjñā bhavati' として らかにこのパタンジャリの言明の意味を理解しており、 に通ずる P1. 1. 68 解釈を念頭において議論を展開しているこ ハリがパタンジャリの 'hanter api hantiḥ saṃjīnā bhaviṣyati るのである。理由は簡単である。それはここにおいてバルトリ 作規則 P4. 2. 33 に則して VP1. 60-70 を理解しようとしてい れらの研究者たちは、すべて本来当該の議論には関連しない操 [1971]》の解釈に多分に強く引きずられたものであろう。こ [1964], K. A. Subramania Iyer [1965], K. Raghavan Pilla 究者たち(Raghunātha Śarmā [1963], Madeleine Biardeau が明らかとなった。当該部分に関する著者の解釈は、先行の研 形〉の区別に依拠したものであることを論じたものであること の関係付け操作、そしてその定義文派生に関わる名詞接辞導入 68 に基づく具体的な定義文にそって、〈名称対象〉と〈名称〉 以上のように、VP1. 60-70 は、定義規則としての P1. 1

Vākyapadīya 読解の困難さはそこにある。Vākyapadīya の正言語哲学者バルトリハリはパーニニ文法家である。

い理解には、言語哲学と文法学両面からの均衡のとれたアプ

が文法規則を扱うとき、我々は文法規則の解釈に厳密さを欠いローチがなされなければならないであろう。特にバルトリハリ

の議論を念頭においていることには留意さるべきである。論を展開するとき、常に Mahābhāsya におけるパタンジャリてはならない。そして、バルトリハリが、文法規則に関わる議

すべて訳者の自己表現なのである。とまれ、著者の偉業(あえてそう呼ぶ)に敬意を表するものではない。ないた、それを感得できることはめったにあるものではない。家バルトリハリに対する熱き情熱である。このような専門書にである。通読して感得するのは、行間ににじみ出た著者の思想である。通読して感得するのは、行間ににじみ出た著者の思想

(名称)をもつもののごとくにあること」である。

* * *

すると思われる点について若干筆者の考えを述べたい。を扱った谷沢[1999]をお送りいただいた。以下本稿に関連本稿脱稿後、谷沢淳三氏よりパーニニ文法学派の〈語形〉論

68 を定義規則として議論を展開していることは本稿に明瞭にを解釈規則とみなしているのである。バルトリハリが P1. 1.

P4. 2. 33 に関連付けたものである。

谷沢氏も P1. 1. 68

谷沢 [1999: 23] における VP1. 61 解釈は赤松氏と同

59 の和訳ならびに文法用語 'vyapadeśivadbhāva' 解説(『言語(2) 谷沢[1999: 31、註(1)]は、赤松氏の Vṛtti on VP1.

なったと思われる。

ること」である。ちなみに赤松氏の解釈は「固有の限定的指示に準じて本来×と表現されないものに文法操作が拡大適用された事で不来×と表現されないものに文法操作が拡大適用された事でで本来×と表現されるものである。'vyapadeśi vadbhāva'とは、「第一義的に×と表現されるものより表現あるいは呼称であり、注7で述べたように、より表現あるいは呼称であり、注7で述べたように、より表現あるいは呼称であり、注7で述べたように、はずじて本来×と表現されないものに文法操作が拡大適用された。

31-32 (註 (12))]) まったく同感である。しかし定義規則 る)となるという観点しか述べられていない。それでは全く彼 と「表示対象」の両方が同じ意味で使われているように思え における固有名の問題が論じられている。しかし、そこでは語 る立場(A)と〈指示対象〉とする立場(B)の双方に言及し P1. 1. 1 に関してナーゲーシャが らの「固有名論」を説いたことにはならない。」(谷沢 [1999 る。「なお、赤松(1998(2)、204-217)において、文法学派 しての側面をももつという指摘は極めて重要である。 (3) 谷沢氏の〈語形〉が〈適用原因〉(pravṛttinimitta)と 〈自らの形〉が 〈指示対象〉(赤松氏の用法では「指示対象 (語形) を 〈適用根拠〉 氏は述べ

[語 [自身の形]] が結びつけられるのだから。一方、〈名称対ある。なぜなら、[定義規則によっては]〈名称対象〉にそれ(A)「〈名称語〉においては、語 [自身の形]が適用根拠で

ている事実も看過しえない。

用根拠である。そしてこのような場合、[P1.1.1 からは] 象語〉においては、〈名称対象〉に存するあれこれの属性が適 いう認識がある。」 『/vṛddhi/ という語を有するものと不異なる /ā//ai//au/』と

述べている (VP1.60 引用)。」 ている。[P1. 1. 1 からは] 『/vṛddhi/ という語と不異なる おける] 'vṛddhi' などの語はまさしく語 [自身の形] を意図し /ā//ai//au/』という認識がある。バルトリハリは次のように (B)「一方、あるものたちは次のように言う。[定義規則に

に対する Vṛtti の和訳を「意味不明」とし、その原因を赤松氏 の 'vyatireka' 理解に求めている。もっともな指摘である。 (4) 谷沢 [1999: 32、註(12)] は赤松氏の VP1. 68 とそれ

Biardeau, Madeleine

Cardona, George l'Institute de Civilisation Indienne, 24. Paris: Boccard introduction et notes par Madeleine Biardeau. Publication de de Harivrsabha; texte reproduit de l'édition de Lahore; traduction 1964. Bhartrhari, Vākyapadīya brahmakānda avec la vrtti

The Adyar Library Bulletin 31-32: 313-352 1967-68. "Anvaya and Vyatireka in Indian Grammar." See Subramania Iyer [1963, 1973

Kāsikāvṛtti: Vāmana and Jayāditya's Kāsikāvṛtti. See Misra

[1962-63] MBh: Patanjali's Vyākaraņamahābhāṣya. See

Misra, Srīnārāyaņa

taries Padamanjari of Haradatta Misra. Ratnabharati Series, 5-10 1985. Kāsikavrtti of Jayāditya-Vāmana, along with Commen-Vivaraṇapancikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi

6 volumes. Varanasi: Ratna Publications

小川 Nyāsa: Jinendrabuddhi's Nyāsa. See Misra [1985]

博士頌壽記念 佛教文化學論集』山喜房佛書林、 $(238) \sim 562 (219)$ 1991. 「パーニニ文法学派における文の意味」(『前田惠學 pp. 543

P: Pāṇini's Aṣṭādhyāyī

Padamañjarī: Haradatta's Padamañjarī. See Misra [1985].

[1966]Paddhati: Vṛṣabhadeva's Paddhati. See Subramania Iyer

Raghavan Pillai, K Puṇyarāja. See Subramania Iyer [1983] Pradīpa: Kaiyaṭa's Pradīpa. See Vedavrata [1962-63]

of ideas and notes. Delhi: Motilal Banarsidass critical text of cantos I and II (with English translation, summary 1971. Studies in the Vākyapadīya, volume I: the Vākyapadīya

Raghunātha Sarmā

1963. Vākyapadīyam, Part I (Brahma-Kāṇḍam), with the Commentary Svopajīavņtti by Harivrṣabha and Ambākartrī by Pt. Raghunātha Śarmā. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit University. [Reissued with new pagination, 1976, 1988.]

1968. Vākyaþadīyam, part II (Vākya-kāṇḍam), with the commentary Ambākartrī by Raghunātha Sharmā. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sans-

krit Vishvavidyalaya.

1974, 1991². Vākyapadīyam, Part III (Pada Kāṇḍa, Jāti, Dravya and Sambandha Samuddeśa) with the Commentaries 'Prakāśa' by Śrī Helārāja and 'Ambākartrī' by 'Padmarśī' Pt. Raghunātha Śarmā. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91.

Varanasi: Sampurnanand Sanskrit University.
1977. Vākyapadīyam, Part III (Padakāṇḍa, Vṛṭtisamuddeśa) with the commentary 'Pṛakāśa' by Helārāja and Ambākartrī by Pt. Raghunātha Śarmā. Sarasvatī Bhavana Grantha-mālā, 91. Varanasi: Sampurnanand Sanskrit Vishvavidyalaya.
Rau, Wilhelm.

1977. Bhartṛharis Vākyapadīya: Die Mūlakārikās nach den Handschriften herausgegeben und mit einem Pāda-Index versehen. Abhandlungen für die Kunde des Morgenlandes XLII, 4. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.

Subramania Iyer, K. A

1963. Vākyapadīya of Bahrtṛhari with the Commentary of Helārāja, Kāṇḍa III, Part 1. Deccan College Monograph Series, 21. Poona: Deccan College.

1966. Vākyapadīya of Bhartrhari with the Commentaries Vṛtti and Paddhati of Vṛṣabhadeva. Deccan College Monograph Series, 32. Poona: Deccan College.

1973. Vākyapadīya of Bhartṛhari with the Commentary of

Helārāja, Kāṇḍa III, Part II. Poona: Deccan College.

1983. The Vākyapadīya of Bhartṛhari, An ancient Treatise on the Philosophy of Sanskrit Grammar, Containing the Ṭīkā of Punyarāja and the Ancient Vṛṭṭi, Kāṇḍa II, with a Foreword by Ashok Aklujkar. Delhi: Motilal Banarsidass.

1999.「パーニニ文法学派の固有名論と〈フレーゲのパズ谷沢 淳三

ル〉」(『信州大学人文学部 人文科学論集〈人間情報学科編〉』 第33号、pp. 21-35) Uddyota: Nāgeśa's *Uddyota*. See Vedavrata [1962-63].

Vedavrata.

1962-63. Śrībhagavatpatānjaliviracitam Vyākaraņa-Mahābhāṣyam (Śrīkaiyyaṭakṛṭapradīpena-nāgojībhaṭṭakṛṭena-bhāṣyapradīpadyotena ca vibhūṣitam). 5 volumes. Gurukul Jhajjar (Rohatak): Hairyāṇā-Sāhitya-Saṃsthānam.

頌番号は Rau による] 頌番号は Rau による]

明と矛盾する。Paddhati は、「まさにこれだけの主題が本書にお

註

- * 本稿執筆の機会を与えて下さった大谷大学教授赤松明彦氏に心執筆者として推挙していただいた著者九州大学教授赤松明彦氏に心本稿執筆の機会を与えて下さった大谷大学教授一郷正道氏、書評
- ① 「一 文法学の基礎知識」において著者は、パーニニ文法規則中() 「一 文法学の基礎知識」において著者は、パーニニ文法規則中に用いられる〈行為〉(kriyā)の同義語としての〈bhāva〉を説明しているが、これはミーマーンサー的解釈である。そのような解釈の文法学文献上の根拠が明示されるべきである。また、「〈単語〉は、さらに〈語幹〉(prātipadika)と〈変化語尾〉(vibhakti)とに分析される」と説明されるが、〈語幹〉(prakṛti)には名詞語幹(prātipadika)と動詞語幹(動詞語段(向rakṛti)には名詞語幹(prātipadika)と動詞語幹(動詞語根(hāītu)とがある。
- ② Vākyapadīyaの「八つの主題」については、『言語哲学1』第五章「語と意味と両者の結合関係(二)—八つの主題—」(pp. 65-80)を参照されたい。

なお、著者は VP 1. 26 (te lingais ca svasabdais ca sāstre sain upavarņitāḥ / smṛtyartham anugamyante kecid eva yathāgamam //) を次のように訳す。「これら [八つの主題] が、yathāgamam //) を次のように訳す。「これら [八つの主題] が、yathāgamam //) を次のように訳す。「これら [八つの主題] が、でで、これで、記憶のために敷衍される。」(下線筆者)「いくつか [事柄] だけは」(kecid eva)というこの解釈は、明らかに Vṛṭṭi の「この三つの詩節全体で、本書で論じるべき主題が言い尽くされている」(triṣv apy eṣu ślokeṣu prastutasya parisamāptiḥ) という言いる」(triṣv apy eṣu ślokeṣu prastutasya parisamāptiḥ)という言いる」(triṣv apy eṣu ślokeṣu prastutasya parisamāptiḥ)という言いる。

て追究される」(etāvanta eva padārthā atrānugamyante) と説明して追究される」(etāvanta eva padārthā atrānugamyante) と説明している。「八つの主題」すべてが Vākyapadīya の主題なのである。このことは Paddhati がVākyapadīya の目的 (prakaraṇaprayojana) を説明して「全八主題の正しい追究」(aṣṭapadārthīsamanugama) という時、より明瞭である。よって次のような解釈を提案したい。という時、より明瞭である。よって次のような解釈を提案したい。という時、より明瞭である。よって次のような解釈を提案したい。自然究立を持続している。特定の事項だけがと直接的な言葉を通じてすでに述べられている。特定の事項だけがと直接的な言葉を通じてすでに述べられている。特定の事項だけがと直接的な言葉を通じてすでに述べられている。特定の事項だけがと直接的な言葉を通じてすでに述べられている。特定の事項だけがという。」

定されるのである。Padamañjarī on Pl. l. 68: pradeśeṣu定されるのである。Padamañjarī on Pl. l. 68: pradeśeṣu定されるのである。Padamañjarī on Pl. l. 68: pradeśeṣusamjñisampratyayārtham saṃjñākaraṇam /

- ① agnil ~ agni4 が何を指示するかについては本稿「七・一、定義
- ⑤ 本稿「四、定義規則 P1. 1. 68」、カイヤタの言明(3)(4)を
- (⑥ VP1. 59: bhedenāvagṭhītau dvau śabdadharmāv apoddhṛtau / bhedakāryeṣu hetutvam avirodhena gacchataḥ // なお、著者ののであることという、] 別個のものとして理解される、分析的に抽出された語のふたつの性質は、区別を拠り所とする諸々の文法操作に対する原因として、互いに対立することとなく働く。」ここでは、に対する原因として、互いに対立することとなく働く。」ここでは、に対する原因として、互いに対立することなく働く。」ここでは、に対する原因として、互いに対立することとなく働く。」ここでは、に対する原因として、互いに対立することとなる働く。」ここでは、に対する原因として、互いに対立することと、認識させるものであることと、認識させるものであることと、認識させるものであることと、認識させる。

解されるのである。 い手である〈言葉〉から、それらの性質が区別されるものとして理い手である〈言葉〉から、それらの性質が区別されるものとして理ての〈能力〉という二つの性質の担

② Vṛtti on VP1. 59: tathā śabdeṣv api buddhyā parigṛhīta-grāhyagrāhakaśaktyapoddhāreṣu mukhyārthaviṣayāṇīva śāstre saṃjñāsaṃjñisambandhādīni bhedakāryāṇī vidhīyante // (赤 松 「全くそれと同様に、文法学では、認識されるものであることと、「全くそれと同様に、文法学では、認識されるものであることとと、「全くそれと同様に、文法学では、認識されるものであることとと、「全くそれと同様に、文法学では、認識されるものの新由出が受けるものであることというふたつの能力の分析的抽出が受けるもののあるのの新自関係をはじめとする、区別に基づく文法操作名もつのおうるのの新自関係をはじめとする、区別に基づく文法操作を規定されている。

作用」(buddhi)ではなくパーニニをはじめとする文法家である。なお、ここで Vṛṭti は解釈規則 vyapadeśivad ekasmin [MBh: vyapadeśivad ekasmin kāryaṃ bhavati] に依拠している。この解規則の意味するところは、次のとおりである。Pradīpa on vt. 2 ad P1. 1. 21: nimittasadbhāvān mukhyo vyapadeśo yasyāsti sa vyapadeśī, yas tu vyapadeśahetvabhāvād avidyamānavyapadeśah sa tena tulyaṃ vartate kāryaṃ pratīti vyapadeśivad bhavatīty ucyate / 「xと呼ばれる根拠があるから、本来的にxと呼ばれるもの、それが vyapadeśin(第一義的被表示者)である。一方、xと呼ばれる根拠がないために、xと呼ばれることがないものは、文と呼ばれる根拠がないために、xと呼ばれることがないものは、第一大法操作に対しては、その[第一義的被表示者]に準ずるから、第一トリハリはこの解釈規則を次のように説明している。VP3. 14. 16: vyapadeśivad ekasmin buddhyā nānātvakalpanā / tayā kalpitabhedah sann arthātmā vyapadiśyate // (「単一のものに関して、tayā kalpitabhedah sann arthātmā vyapadiśyate // (「単一のものに関して、

き、対象そのものが[差異あるものと]呼ばれる。」)と、対象そのものが[差異あるものと]呼ばれるものであるかのように、知に本来的に[差異あるものと]呼ばれるものであるかのように、知に

- Paddhati on Vṛtti ad VP1. 59: śāstre iti [/] svaṃ rūpaṃ śab-dasya ity atra saṃjñāsaṃjñisaṃbandhaḥ / ādiśabdo yathā vak-syati prāk saṃjñinābhisaṃbandhād iti / Paddhati on VP1. 67: bhedakāryeṣu hetutvaṃ gacchatīty uktam / tad daršayann āha prāk saṃjñinā iti /
- Paddhati on VP1. 60: tad evam samjīāsamjāisambandham śaktibhedaprakalpitam śabdabhedanibandhanam [Read: śaktibhedaprakalpitaśabdabhedanibandhanam] abhidhāya...prasangena viśiṣṭaviṣayatām tasya sambandhasya darśayitum vakṣyamāṇasyārthasya dṛṣṭāntenopakramate... /
- Paddhati on VP1. 69-70: evam śaktibhedakalpanayā sūtrārtham varņayitvā jātivyaktibhedenānyathā vyācaṣṭe svam rūpam iti /
- Paddhati on VP1. 69-70: śaktibhedād bhedavyavasthāprayojanakathanena svam rūpam ity etat prasaktam / tatrāpi darśanabhedā anuprasaktāḥ /
- ② 我々は、定義規則において、定義文 (Paddhati on VP 1. 61: saṃjīāsaṃjīisaṃbandhavyutpattivākyena) を通じて〈名称〉と〈名称対象〉の関係を習得する (Paddhati on VP 1. 60: saṃjīāsaṃjīivyutpattikāle, Paddhati on VP 1. 67: saṃjīāsaṃjīisaṃbandhavyutpattikāle)。
- である。しかしながら、パーニニ文法学体系において、それに関す法学の領域でのみ使用されるという意味では「テクニカルターム」。 これは著者の誤解である。確かに dhaK は日常言語ではなく文

- の'dhak'は、それ自身の語形 /dhak/ を指示するのである。 の'dhak'は、それ自身の語形 /dhak/ を指示するのである。 の'dhak'は、それ自身の語形 /dhak/ を指示するのである。
- padyata iti phele na kaścid bhedah // samanyam apı karyam pratipadyamanam vyaktidvarenaiva prati samjina samanyasya va vyaktir iti vyakhyane kamacarah / vyaktih samavetam samanyam abhidhīyate / tatra vyakteh samanyam cehāgnisabdatvādikam sukasārikāpurusodīritabhinnasabdavyakti cārtha iti vyvavahārāya niyamaḥ kriyate / rūpasabdena pratyāyanaśaktiyukto hi śabdah sarvaśabdapratyāyyaśaktiyuktaś samjñāśabdā tadvisesaņām ca grahaņe prapte niyamārthā paribhāseyam karyam vidhyantaraśesabhāvābhāvāc] ca neyam paribhāsā, api kecid āhuḥ / anye tu liṅgābhāvād vidhyantaraśeṣabhāvāc [Read: samjnāsūtram idam iti pratipannāh / devadattādayas Pradīpa on MBh ad P1. 1. 68: svarūpasya paryāyāṇāṃ pratipadyamānā sāmānyapratibaddhaiva pratipadyate niyamartha iti siddhāntaḥ sarvartha-L1
- ⑤ この制限について、VP 2. 366 でバルトリハリは次のように述べている。「〈名称〉[語の対象を理解せしめる〈能力〉] が特定の〈名称対象〉に言語活動のために制限される。しかし、たとえば「牛」[という語]の場合も、その[表示]関係は常住である」(vyavahārāya niyamaḥ saṃjñānāṃ saṃjñini kva cit / mitya eva tu saṃbandho dithādiṣu gavādivat // 赤松「名指すもの=固有名が、何かある名指されるものに対して限定的に使用されるのは、日常世間的なる指される。

- 恒常不変の関係をもっているように。」)的な関係をもっている。ちょうど、「牛」という語が、牛に対して
- 語哲学1』pp. 128-130(原典指示 129-4)を参照。
- Ntti on VP1. 61: svam rūpam sabdasyeti samjñāsasmjñinau bhedenopādīyate(赤松「[文法規則において]「語のそれ自身のかたちが」と言われるとき、そこでは名指すものと名指されるものが、たちが」と言われるとき、そこでは名指すものと名指されるものが、
- ® Vṛṭtiは、定義規則としての P1. 1. 68 に関し「文法学者達の諸定記があり、それらに関して多岐にわたる伝承がある」(Vṛṭti on VP 1. 69-70: svaṃ rūpaṃ śabdasyeti bahuvikalpo vaiyākaraṇādhi-karaṇṣṣv āgamaḥ / 赤松訳 「「語のそれ自身のかたち」というパーニニ・スートラについては、文法学派の様々な定説の中の伝承は、実に様々の選択的見解をもっている。」)と述べている。当該規則から何を〈名称〉として立て何を〈名称対象〉としてたてるかに関して様々な説があるということを認めているのである。もちろんそのて様々な説があるということを認めているのである。もちろんそのて様々な説があるということを認めているのである。もちろんそので様々な説があるということを認めているのである。
- MBh ad Pl. 1. 1: idam khalv api bhūyaḥ sāmānādhikaranyam ekavibhaktitvam ca / dvayoś caitad bhavati / kayoḥ / viśeṣaṇavi-śeṣyayor vā samjīnāsamjīnior vā / 定義規則 Pl. 1. 17 unāḥ (「シャーカリャの見解では、unīはそれに iti という語が後続するとき、'pragṛhya' という〈名称〉を有する」)の場合は、〈名称対象〉は属'Pragṛhya' という〈名称〉を有する」)の場合は、〈名称対象〉は属'Pragṛhya' という〈名称〉を有する」)の場合は、〈名称対象〉は属'Pragṛhya' という〈名称〉を有する」)の場合は、〈名称対象〉は属 である。 Vṛṭti on VPl. 68: svarūpādhyāropacikīṛṣāyām bāhyeṣv arthātmasu 'sabdārthānām svarūpeṇādhiṣṭhānabhūtenārthavattvāt prathamā vidhīyate, so 'yam iti ca samjīnīnā 'saktyavacchedalakṣa-ṇaḥ sambandho niyamyate / 〈赤松訳「表示対象それ自体である外界のものに対して、[語] それ自身のかたちを付託しようとすると

注18参照 する。それから、対象の普遍であるものにその[語の普遍] る」というように、名指されるものとの、表示能力の限定を特徴と る。そして、「それ(名指すもの)はこれ(名指されるもの)であ (svā jātiḥ) と解されたりすることを述べている。Helārāja on VP3 ラージャは、P1. 1. 68 の 'rūpa' という語について、見解の相違に される、と想定される。」)これに対する注釈において、ヘーラー はじめて [対象との関係が習得されるときには] 自らの普遍を表示 tato 'rthajātirūpeṣu tadadhyāropakalpanā // (「語はまさにすべて Houben 批判は正鵠を射たものである。またバルトリハリは、 の「語のかたちの語の意味に対する「付託」」の問題に関する する関係が決定される。」)なお、『言語哲学2』訳注38におけるこ よって表示対象をもつものとなるから、第一格(主格)が命じられ きに、諸々の語の意味は、その拠り所である語それ自身のかたちに 6: rūpam hi svarūpam svā jātir veti darsanabhedena kathyate / 応じて、それが〈語形〉と解されたり、語に固有な普遍的な在り方 VP3. 1. 6: svajātiḥ prathamaṃ śabdaiḥ sarvair evābhidhīyate / の関係習得に関して「付託」を導入し、次のように述べている。 が普遍 (jāti)を表示するという見解から、〈言葉〉とその対象 が付託

《名称語》の表示〈能力》の制限に関しては以下の詩頌を参照せ、《名称語》の表示〈能力》の制限に関しては以下の詩頌を参照せなれるものとの]非人為的な関係は、それのもつ意味表示能力を特されるものとの]非人為的な関係は、それのもつ意味表示能力を特されるものとの]非人為的な関係は、それのもつ意味表示能力を特されるものとの]非人為的な関係は、それのもつ意味表示能力を特されるものとの。

© 同一性表現における制限の関与は、パーニニ文法学派が同格表現

550 (231)―554 (227)]を参照されたい。ということからも正当化できる。この点については、小川[1991:

) MBh on vt. 11 ad P1. 1. 62: yady evam āno yamahana ātmanepadam bhavatīti hanter eva syād vadher na syāt / na hi kā cid dhanteḥ samjñāsti yā vadher atidiśyeta / hanter api samjñāsti / kā / hantir eva / katham / svam rūpam śabdasyāśabdasamjñā iti vacanāt svam rūpam śabdasya samjñā bhavatīti hanter api hantiḥ samjñā bhaviṣyati /

この〈語形〉以外にはないから。このようなら、それでは ['sva の言及で〕確立されるのに'rūpa'という語を言及しているからに 式化されれば、]〈語形〉が〈言葉〉の〈名称〉として[理解される る必要は]ない。'svaṃ śabdasyāśabdasaṃjñā bhavati' とのみ[定 のために 'rūpa' という語が言及されているのか。 [答] [言及され śabdasyeti / kiṃ punas tat / arthaḥ /(「[問] [P1. 1. 68 には]何 svam sabdasyasty anyad ato rūpat / evam tarhi siddhe sati yac bhavatīty eva rūpam sabasya samjīā bhavisyati / na hy anyat 義規則と解され得ることを示唆している。MBh ad P1.1.68 で]あろう。なぜなら、〈言葉〉には、別の〈自己関係項〉(sva) は rūpagrahaņam karoti taj jñāpayati ācāryo 'sti anyad rūpāt svam rupagrahaṇaṃ kimarthaṃ na svaṃ śabdasyāśabdasaṃjñā [答]対象 (artha) である。」) なお、P1. 1. 68 に対するパタンジャリの言明も、 とは別に〈自己関係項〉 師は以下のことを示唆している。すなわち、〈言葉〉には〈語 がある。[問]しかしそれは何か。 P1. 1. 68 が定

- Paddhati on VP1. 61: svam rūpam ity atra vyavasthitam agnir agneh samjñeti /
-) Pradīpa on MBh ad P1. 1. 62: yady evam iti / hantim svarūpeņopādāyātmanepadam vidhīyate na tu kāmcit samjiñām

āśrityeti bhāvaḥ / na hīti / yady api dhātusamjñāsti, tathāpi na tadupādānenātmanepadam vidhīyate / hanter apīti / āno yamaha na iti sūtropātto hantiḥ samjñā, prayogasthas tu samjñīti vadhei api hantisamjñātidiśyate / Cf. Uddyota on Pl. 1. 68: śabdasya sūtroccāritasya svam svīyam rūpam prayogastham samjñīty artha iti kecit / (「規則中に発声されている〈語〉にとっては、使用の場にある自身の形が〈名称対象〉である。」)

- (sādhu) と不正語 (asādhu)、正語の下位分類としての文法学上の語 (sāstrīya) と 具体的使用の場に現れる語の下位分類としての文法学上の語 (laukika) と聖典語 (vaidika) である。Puṇyarājā on VP2. 77-83: tatra ṣodhā śabdaḥ / sādhur asādhuś ca / sādhur api śāstrīyaḥ prāyogikaś ca / śāstrīyo 'pi tredhā pratipādyah pratipādaka ubhayarūpaś ca / tatra pratipādyo yathā—dādhartyādir nipātyamānaḥ / pratipādako—yathā prakṛtipratyayādiḥ / tena hi kumbhakārādiḥ prayogasthaḥ pratipādyate / ubhayarūpo yathā itavyaśabdaḥ / sa hi tavyaśabdena pratipādyate / prayogasthaṃ ca sa itavyaśabdaṃ pratipādayati / prāyogikaś ca laukikavaidikabhedena dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā śabdaḥ / vaidikabhedena dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā śabdaḥ / widikabhedena dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā śabdaḥ / sa hi tavyaśabdau yrūyamānau pratipādakau / widikabhedena dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā śabdaḥ / sa hi tava sādhau srūyamānau pratipādakau / widikabhedena dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā śabdaḥ / sa hi tava sādhau srūyamānau pratipādakau / widikabhedena ha dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā sabdaḥ / sa hi tava sādhau srūyamānau pratipādakau / widikabhedena ha dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā sabdaḥ / sa hi tava sādhau srūyamānau pratipādakau / widikabhedena ha dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā sabdaḥ / sa hi tava sādhau srūyamānau pratipādakau / widikabhedena ha dvidhā / ityevam asādhunā saha ṣodhā sabdaḥ / sa hi tava sādhunā sabdaḥ sabdaḥ / sa hi tava sādhunā sabdaḥ / sa hi tava sādhunā sabdaḥ sabdaḥ / sa hi tava sādhunā sabdaḥ / sa hi tava sādha sabdaḥ / sa hi tava sādhunā sabdaḥ /
- Wttti on VP1. 61: tatra dvau śabdau śrūyamānau pratipādakau / pratīyamānāv api dvāv eva sambandhabhājau kāryinau / tasmād agniśabdo yenārthabhūtenābhinnarūpenāgnišabdenārthavān, tam agniśabdāntarābhidheyasya tulyaśruter agniśabdasya samjñābhāvam pratipādayatīi /
- Paddhati on VP1. 62: pratijnātasyārthasyottarasmin sloke hetum vakṣyati / (赤松「ここで主張されている事柄についての理由は、次のシュローカで述べるであろう。」)

Paddhati on VP1. 66: hetudṛṣṭāntābhyāṃ vyatireka-vyavasthānidarśanam kṛtvā yathāprakṛṭam svarūpam eva punar anusamhriyate / (「理由と喩例を通じて、「その理由から他者の」 無理の理由と 【詩節六四一六五において述べられた】 二つの喩た】 論理的理由と 【詩節六四一六五において述べられた】 二つの喩た」 論理的理由と 【詩節六四一六五において述べられた】 二つの喩た」 論理の理を明示した上で、目下の主題となっている他ならぬ [語] それ自身のかたちが再度結論へと導かれる。」)

Paddhati on VP1. 66: nāyam apūrvaḥ pakṣaḥ / paratantratvād iti hetuḥ / sāmānyam āśritam, guṇaḥ prakarṣahetur yaḥ iti dṛṣṭāntaḥ / tasya ity anenopasaṃhāraḥ / upanayapradarśanam etad iti / (「ここで新規の主張がなされている]。VP1. 64-65 においては喩例 [がいては理由 [が示されている]。VP1. 64-65 においては喩例 [がられている]。VP1. 66 [に適合も示されている。」)

関する] その[卓越性]は、[輝度といった自己に関係する自己以関する] その[卓越性]は、[輝度といった自己に関係する自己以いいよい。『「より白い布」(Śwklatarah paṭaḥ)における他者の弁別の喩例のは、「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性にい。(Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性にい。(Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性にい。(Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に依拠する。[「より白い布」(Śwklataram paṭaḥ)における布といった」実する。「『より白い布』(Śwklataram paṭaḥ)における布といった」実する。「『より白い布』(Śwklataram paṭaḥ)というように、白さといった属性にい。(Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に関する。「『より白い布』(Śwklataram paṭaḥ)というように、白さといった属性に知る「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に知る「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に知る「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に知る「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった属性に知る「Śwklataram asya rūpam)というように、白さといった自己に関係する自己以降する。

- は異なるzと関係する属性に対する] 期待が失せるということはない。 これらと同様、「xとyとの間にzを共通性として成立する」。 これらと同様、「xとyとの間にzを共通性として成立するする」。 これらと同様、「xとyとの間にzを共通性として成立するする」。 これらと同様、「xとyとの間にzを共通性として成立するする」。 これらと同様、「xとyとの間にzを共通性として成立するがあっている。 こさらに」例えば、およそどのような語で外の」根拠を期待する。「さらに」例えば、およそどのような語で外の」根拠を期待する。「さらに」例えば、およそどのような語で外の」根拠を期待する。「さらに」例えば、およそどのような語で外の」根拠を期待する。「おらに」が失せるということはない。
- ③ Vṛtti on VP1. 62: sarvasyaivāyam [= anyapratyāyakatvam] uccāryamāṇasyātmadharmaḥ /
- ® VP3. 3. 26: na ca vācakarūpeņa pravṛttasyāsti vācyatā / pratipādyaṃ na tat tatra yenānyat pratipadyate [Read: pratipādyate] // (Iyer の読みに従う)
- ③ Vṛṭṭi は、詩節中の 'prāk saṃjñinābhisaṃbandhāṭ' を | 〈名称〉 が 〈名称対象〉と関係付けられるまで | (yāvat saṃjñinā tu saṃjñā na saṃbaddhā) というように言い換え、それを Paddhaṭi は「これは『パナサ』である」というように〈名称〉と〈名称対象〉の関係 を 習 得 す る と き に 」 (saṃjñāsaṃjñisaṃbandhavyutpattikāle ayaṃ panasa iṭi) というように説明している。Helārāja on VP3. 1. 6 をも参照せよ。
- Paddhati on VP1. 60: vṛddhir ādaic ity atra samjīnāsamjīnivyutpattikāle vṛddhiśabdasya na laukiko 'rthaḥ, virodhāt / na cādaicaḥ, samjīnitvasya vyutpādyamānatvāt / tataḥ svarūpam evārthaḥ /
- Vṛtti on VP1. 67: abhidheyāntarapraviveke 'py abhidhānasya svarūpeṇāpravivekaṃ darśayati / ヘーラーラージャの言を借りれ である。 Amaranga)であり、それかば、 (語形) は語にとって内的な対象 (antaraṅga) であり、それかば、 (語述を) は述しませば、 (語述を) には述しませば、 (語述を) は述しませば、 (語述を) には述しませば、 (語述を)

- (asādhāraṇa)である。Helārāja on VP3. 3. 2; VP3. 14. 581.
- このような関係表現文の派生の詳細については、Cardona

[1967-68] ならびに小川 [1991] を見られたい。

- 》 VP3. 7. 157: dvişiho 'py asau parārthatvād guņeşu vyatiricyate / tatrābhidhīyamānaḥ san pradhāne 'py upayujyate [Read: upabhujyate] // (Iyer の読みに従う)
- ということを示す。本稿「五、定義規則のタイプ」を参照。 両者の間には本有的な関係があり、 (tattva) とも言われる。」)〈言葉〉とその pratīyate / yogaḥ śabdārthayos tattvam apy ato vyapadiśyate // ni śabdāntare prātipadikārthavyatireko na prakalpate / (赤松「そ れる以前において、このような関係表現が可能であるということは って理解される。さらにこの[関係]から[両者は]同一である る』というように、〈言葉〉とその〈対象〉の関係が属格接辞によ 照されたい。VP3. 3. 3: asyāyaṃ vācako vācya iti ṣaṣṭhyā のかたちとは別のなにかある意味を〕弁別的に想定することが、 有するものであるときには、名詞語幹の意味として、[語それ自身 想定を生み出す原因であるのだから、別の語が [その語と] 関係を して、「表示対象の」直接的表示者「である名詞語幹」 (「『これはこれの表示者である』とか 『これはこれの表示対象であ [そこで] 起こることはない。」) 筆者にはほとんど理解不能。 Vṛttion VP1. 67: vācakānām ca vyatirekahetutvāt sambandhi なお、表示関係の表現については以下のバルトリハリの言明を参 関係設定は、 〈対象〉の関係が確立さ 制限に機能がある が、弁別的
- を表示する接辞)であり、その〈余剰〉は、〈行為〉〈行為参与者〉名詞接辞は、vyatirekavibhakti(名詞語幹の意味に対する〈余剰〉の記daicām iti vyatirekavibhakti(名詞語幹の意味に対する〈余剰〉のであれば、なお、主格接辞以外のであれば、

関係 (kriyākārakasambandha) およびそれ以外の関係を根拠とするHelārāja on VP3. 14. 436: sa prātipadikārthaḥ paropakārā-dhānayogyatvāt tadupakāropajanitavyatirekas tadvācikāṃ vibhak-tim āśrayate / sa ca vyatirekaḥ kriyākārakasaṃbandhanimittaḥ kaścic cheṣasaṃbandhaḥ /

がデーヴァダッタが生まれたときから彼には具わっていたというこ ṣasya vīratvam) と言われる場合、 dattasya daṇḍaḥ' (| デーヴァダッタの杖]) という表現において杖 ざわざ言わなくてよいことを過剰に取り出して表現することが、こ った属性のひとつである〈勇敢さ〉 新たに 付け加えられるのかということを考える。 (vīratva) が最初から含まれているのか、それともこの言明の後で と言われる場合、「男」という名詞語幹の意味の内に、「勇敢さ」 る。「訳者は、vyatireka について、とりあえず「弁別的想定」と がある。著者は『言語哲学1』訳注180において次のように述べてい ものに、例えば、著者自身「バルトリハリの哲学を理解する上で こに言われる「弁別的想定」である。」しかし、例えば いう訳語を当てたい。たとえば、「男は勇敢である」(puruṣo vīraḥ 分節化」と並んで、〈vyatireka〉(あるいはその動詞 に対する「分節的順序」、これに反意的な〈tantra〉に対する「無 ている。読者がある種の違和感とともに著者の強い主張を感得する 〈vyatiricyate〉)に対する「弁別的想定」(「弁別的に想定される」) 弁別的想定」(vyatireka)の意味であると思われる。本当ならわ 、出され、それが表現されていると考えられるだろう。これ -出して表現するものであるが、この言明によって、〈勇敢さ〉が シ」「キー・ターム」(『言語哲学2』訳注2) と述べる〈krama〉 本書において著者は、著者独特の原典解釈を反映した訳語を用 〈男〉に付け加わったわけではないだろう。最初から男にあ 基体と属性の関係を弁別的に取 が、ここでわざわざ弁別的に取 「男の勇敢さ」(puru

> prātipadikārthasya 名詞接辞導入の文脈で 'vyatireka' が用いられるときには、 名詞語幹の意味を超過するもの、それが vyatireka である。) ('vyatireka' とは余剰・付加 (ādhikya) のことである。あるいは prātīpadikārtho vyatīricyate vyatīrekīkriyate sa vyatīrekaḥ prātīpadikārthavyatīreka iti / vyatīrekaḥ ādhikyam / atha vā yena っておこなわれる。Nyāsa on Kāśikāvṛtti ad P2. 3. の意味に対するプラスアルファーの表示は主格接辞以外の接辞によ (prātipadikārthamātra) に相関して使用されるのである。名詞語幹 属性と実体間の関係であるからである。パーニニ文法学において、 とはできない。 導入規定 'purusasya vīratvam' の場合の属格接辞が表示する関係の性格が P2. 3. 著者のような解釈が一見もっともらしく思われるの vyatirekah prātipadikārthavyatirekah 46 における「名詞語幹の意味だけ」

いるのである。したがって、当該詩頌は次のように解釈できよう。 加的なものとしての能産者性の表示のために属格接辞が導入されて 性がそれ自身に対して付加的なものとして現出する。それぞれの付 的なものとして現出し、息子には自分の息子 同じ関係で息子とその息子(王からすれば孫)も関係している。王 ともない。」)王と息子は生産関係 (janyajanakabhāva) で関係し、 味〕において排除されることはないし、それの一次性が失われるこ われる場合、「息子」「という語」の意味が、 vartate // (赤松訳 na rājīni vyatiricyate / putrasyārthah pradhānatvam na cāsya vini れに類した訳語を当てない。VP3. 8. 51: rājñaḥ putrasya naptet には息子に相関して能産者性 (janakatva) がそれ自身に対して付加 『王の息子の 「バルトリハリの行為論」)においては、 ところで著者は、 孫 || 王の息子の孫] (rājnaḥ putrasya naptā) と言 'vyatiricyate' が使用される次の詩頌(補 [に勝利あれ]』 ('rājñaḥ putrasya naptā 「弁別的想定」あるいはそ (孫) 相関して能産者 「王」「という語 遺3

[vijayatām]')といった[文]においては、〈putra〉[主要性と [主要性] という二つの属性を得る。」)
「共主要性] という二つの属性を得る。」)
「共主要性] という二つの属性を得る。」)
「共主要性] という二つの属性を得る。」)
「共主要性] という二つの属性を得る。」)
「共主要性] という二つの属性を得る。」)

- 視される理由は筆者には解せない。 Pillai の業績に対する言及がない。特に、Raghunātha Śarmā が無Pillai の業績に対する言及がない。特に、Raghunātha Śarmā, K. Raghavan
- Uddyota on MBh ad P1. 1. 1: samjīnāśabde ca śabdaḥ pravṛttinimittam, samjīnini tatsambandhāt / samjīnibodhakaśabde ca samjīnigata-tattaddharmaḥ pravṛttinimittam / evaṃ ca vṛddhiśabdavad-abhinnā ādaica iti bodhaḥ /
- Widdyota on MBh ad Pl. 1. 1: kecit tu vrddhyādiśabdāḥ śabdaparā eva / vrddhiśabdābhinnā ādaica iti bodhaḥ / tad uktam harinā—... (VP1. 60) / ... /